

知っ得! 身近な消費生活相談 11

通信販売の トラブルの巻

通信販売とは、事業者が新聞・雑誌・カタログ・チラシ・ダイレクトメール・テレビ・ラジオ・インターネット等で広告し、郵便や電話・インターネット等の通信手段により申し込みを受ける取引のことです。



通信販売を利用する際の注意

- ①通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
- ②テレビショッピングの場合、イメージで注文しがちです。素材・サイズ・値段・使い方等、商品の情報をよく確認しましょう。
- ③テレビショッピングでは、返品条件等についての表示時間が短く、わかりにくいことがあります。電話で注文する際には、オペレーターに「返品の可否」「送料の負担」等の販売条件を自ら確認することも大切です。

安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします

一人で悩まず、まずはお電話を！ 安城市消費生活センター(☎(76)7749)

(月)火(木)金午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで) ※(土)日(祝)・年末年始を除く。



安城インスタフォトコンテスト # angenic

本市の魅力さをさらに発信するためインスタフォトコンテストを開催!!
市内の素敵な風景や歴史・伝統・自然を感じるスポット、安城産の食べ物等、
皆さんの「angenic*」な写真をInstagramに投稿してください。
受賞者には豪華景品をプレゼント。たくさんの応募をお待ちしています。
※安城(anjo)と写真映える(photogenic)を組み合わせた造語。

募集に関する
詳細はこちら



応募方法

- ①Instagramで安城インスタフォトコンテスト公式アカウントをフォロー
- ②撮影した写真にハッシュタグ「#angenic」と撮影場所を入力し、応募期間内に投稿

応募期間：7月1日(木)～令和4年1月31日(月) 問合せ▶市観光協会(商工課内)／☎(71)2235